

【申請要領】 地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号に規定する団体に該当する証明願

地方税法第348条第2項第10号の7に規定される団体が所有する固定資産であって、社会福祉法第2条第1項に規定される社会福祉事業の用に供する固定資産については、地方税法第348条第2項の規定に基づき固定資産税が非課税扱いとされているところです。

この場合、当該固定資産を所有する団体が、地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号に規定される団体であることについて、都道府県知事の証明を受ける必要があります。

証明の発行にあたっては、以下にご留意のうえ、必要書類をご提出ください。

1. 対象 長崎県が所管する地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号に規定する団体

「認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者により組織される団体」

2. 必要書類

		必要部数	備 考
①	地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号に規定する団体に該当する証明願	2 部	
②	長崎県証紙(令和7年3月末まで) ※令和7年1月から手数料の納付方法が変わりますので事前に下記担当までご確認ください。	1 部	4 0 0 円分
③	第2種社会福祉事業の届出に係る受理証明書又は受理通知書（写）	1 部	
④	定款、その他の基本約款	1 部	
⑤	団体（会員）名簿又は役員名簿	1 部	構成員のうち当事者、家族、関係者（支援者等）がわかるよう記載すること。 関係者（支援者）の記載例：〇〇事業所で〇〇サービスに従事
⑥	直近の予算書又は決算書	1 部	
⑦	対象固定資産の登記事項証明書（全部事項証明書）（写）	1 部	

○標準処理期間：適正な書類を受け付けてから約2週間

<担当>

障害福祉課 管理班 Tel：095-895-2451 Fax：095-823-5082